資料70－4

(株)近未來通信について

平成18年12月

総合通信基盤局

㈱近未来通信について

１．同社の事業概要

・平成11年３月、一般第二種電気通信事業者として届出（会社設立は平成９年。現在は第10期）。

２．経緯と問題点

○　投資配当 ”自転車操業” (8.29)等の新聞報道。

○　電話利用料金からではなく、「中継局オーナー」の名目で多数の者から資金募集。
国内外で「中継局」を販売し、そこで得た電気通信サービスの売上げを還元するとの触込み。

３．総務省の取組み等

（１）これまでの対応

・電気通信事業法に基づく対応（利用者保護の観点。投資家の保護は授権外。）

・報告徴収（10.27）→立入検査（11.27）→報告及び検査の結果公表（11.30）

（２）他機関の動き

・東京都、社会保険事務所、税務署、警視庁が捜索、差押え等。

・KDDIが通信料金等の滞納に対する措置として、回線利用を停止。

（３）今後の対応

・利用者保護の充実、事業の健全性確保等について検討。

（株）近未来通信に対する報告徴収及び立入検査の結果等の公表

報道資料

実はここにも 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

別　紙

平成18年11月30日

株式会社近未来通信に対する報告徴収及び立入検査の結果等の公表

総務省は、株式会社近未来通信に対して、電気通信事業法第166条第1項の規定に基づく報告徴収及び立入検査を実施しましたので、その結果等を公表します。総務省としては、今後、この結果を踏まえて、所要の措置を講じます。

1　経緯

総務省は、平成18年10月27日に株式会社近未来通信（東京都中央区）に対し、同社の電気通信サービスの利用者保護の観点から、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第166条第1項の規定に基づく報告を求める文書を発出し、同年11月9日までに回答を求めました。同社からは、同月9日及び17日の二度にわたる報告期限の延長を経て、同月24日に回答が提出されました。総務省は、同月27日に当該回答の不備な点に関して同社に対する立入検査を電気通信事業法第166条第1項の規定に基づき実施しました。

2　報告徴収及び立入検査の結果

株式会社近未来通信に対する報告徴収及び立入検査の結果、次の事項が明らかになりました。

（1）平成17年7月期における同社の電気通信事業収入は、全売上高181億円中3億円程度であること（詳細は、別紙中（※1）参照）。

（2）同社から報告のあった中継局のサーバは123箇所（2，466台）（うち2箇所にはサーバ数の記載なし）であるが、システムの運用状態を確認したところ、立入検査した2箇所においては2台の運用を確認。なお、電話サービスは、上記のものとは別のシステム（報告には記載なし）によっても提供されていることを確認（詳細は、別紙中（※2）参照）。

3　株式会社近未来通信に対する措置

株式会社近未来通信に対しては、報告徴収及び立入検査の結果を踏まえて、利用者利益保護の観点から、利用者からの問合せ等に対し適切かつ迅速に対応できる社内体制の整備や、電気通信事業を休廃止する場合の利用者への周知等を行政指導することとします。

本件に対する御問合せ先
総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
担　当：柴崎課長補佐、道祖土係長
電　話：03―5253－5854
FAX：03－5253－5855

○　年間売上高（平成17年7月期（H　16．8－17．7））

サーバ売上	11,428,291,065円
サーバ保守売上	6,309,140,679円
通信料売上（※1）	301,108,256円
その他売上	104,748,796円
計（※1）	18,143,288,796円

○　利用契約数（平成17年7月期（H　16．8－17．7））

・プリペイドカード契約数：

発行枚数	販売枚数	使用枚数
626，775枚	243，082枚	335，535枚

・チャージ式プリペイドカード契約数

発行枚数	販売枚数	使用枚数
409,000枚	―	96,525枚

・固定電話用アダプター契約数：　587
・テレビ電話機器契約数：　3,337

○　電気通信設備・ネットワーク構成（中継局の設置箇所数及びサーバ台数）

・平成18年11月24日付けの報告では、中継局（ユーザとユーザ認証、課金を行うサーバとの間を中継するもの）及び当該中継局に設置されているサーバは、国内外123箇所（2，466台）（うち2箇所にはサーバ数の記載なし。以下同じ。）（※2）。
・立入検査時に、上記システムの運用状態を確認したところ、立入検査を実施した2箇所において2台の動作を確認。同社からは、現在同システムは123箇所（2，466台）のうち7箇所において7台運用しているとの説明があった（※2）。
・なお、電話サービスは、上記のものとは別のシステム（報告には記載なし）によっても提供されていることを確認。

電気通信事業の規制体系の変遷

[参考]

電気通信事業の規制政策

1985～

■競争原理の導入
（電気通信事業法の制定）

■電電公社の民営化
（NTT法の制定）

1997～

■NTTの再編成

（参入規制緩和）
■需給調整条項の撤廃
■外資規制の原則撤廃

（ネットワーク構築の柔軟化）
■二種事業者の回線設置を可能に

（接続ルール整備）
■接続ルールの制度化
■長期増分費用方式の導入

2001～

■非対称規制の拡充
■NTT東西の活用業務の創設
■ユニバーサルサービス基金制度導入
■電気通信事業紛争処理委員会の創設

2004～

（改正電気通信事業法の施行）
■参入規制の大幅緩和
■料金・約款規制の原則廃止
■利用者保護ルールの整備

■競争評価の検討

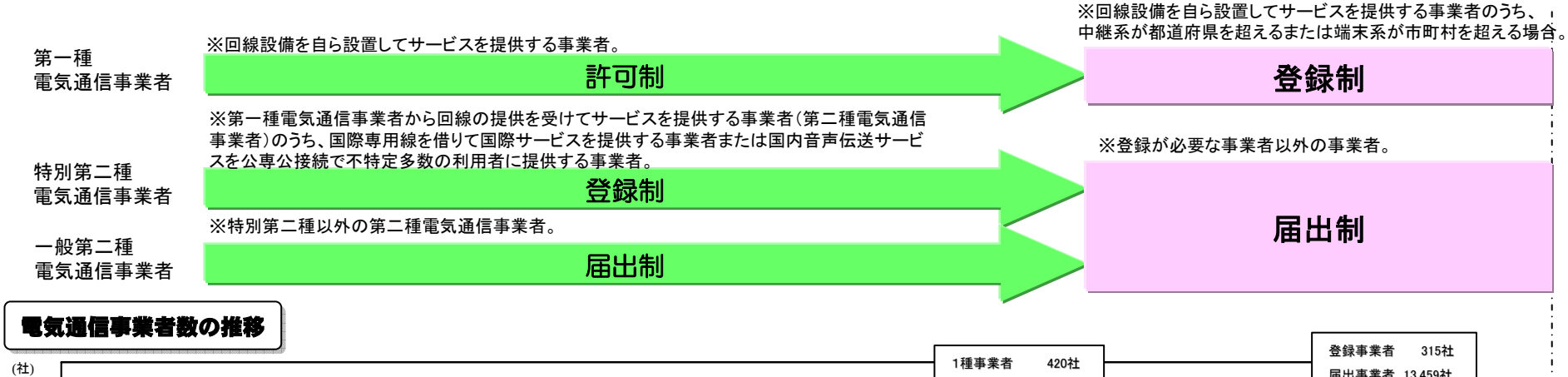
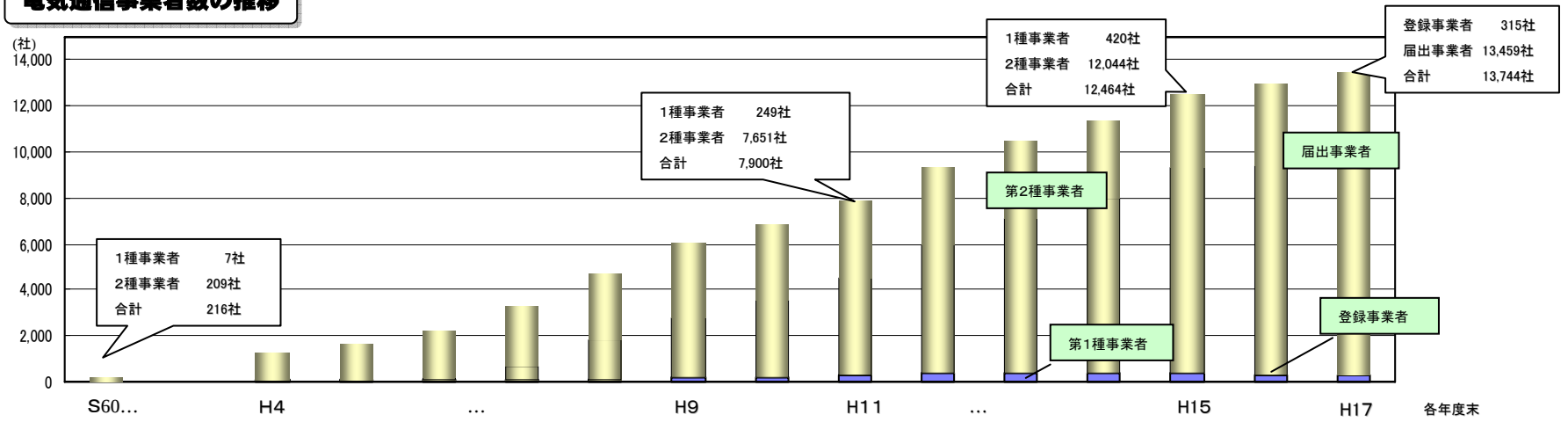
電気通信事業者数の推移